

積算内訳書作成等の取扱いについて（令和 7 年 6 月以降公告分より）

上下水道管理局 上下水道管理課

津市の建設工事等の入札時における積算内訳書について、令和 7 年 6 月 1 日以降公告分より、下記のとおり取り扱いますので注意してください。

積算内訳書の確認時期について

これまで、全入札者の入札書と積算内訳書の金額不一致等の確認を開札中に行っていましたが、電子入札で開札を行う案件は、開札の結果、落札（候補）者となり得る入札者のみ、積算内訳書の確認を行います。

なお、確認の結果、積算内訳書の記載内容に不備があった場合、当該入札を無効とし、次順位の入札者の確認を行います。

積算内訳書の作成等に当たっての留意事項

積算内訳書の作成等に当たっては、下記の留意事項を厳守してください。

- （１）積算内訳書の様式は、原則として、本市が入札情報公開システムに添付する積算内訳書を使用すること。
- （２）積算内訳書に「工事等番号」「件名」「会社名」「代表者名」を明記すること。
なお、電子入札システムで提出する場合は、押印不要としますが、郵便入札で提出する場合は押印（入札参加資格審査申請使用印鑑届出印）してください。
- （３）下記の必須条件が欠けた場合は、当該入札を無効とすることがあります。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">① 積算内訳書の<u>合計金額（税抜き）と入札金額（税抜き）が一致していること。</u>② <u>記載すべき項目を満たしていること。</u>
当該工事の工事等番号、件名及び会社名が記載されていること。
郵便入札の場合は押印（入札参加資格審査申請使用印鑑届出印）されていること。③ <u>一括値引きがないこと。</u>
内訳書合計額（税抜き）算出の際に、一括して値引きをしていないこと。
（各項目で値引き・調整されているものは可とする。）④ <u>端数調整・処理がないこと。</u>
入札書記載の金額が内訳書合計額（税抜き）の端数を調整・処理された金額になっていないこと。（ただし、千円未満の端数は除く。なお、土木一式（配水管工事）にあっては一万円未満の端数は除く。）⑤ <u>その他、内訳書として不備がないこと。</u>
直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の計が内訳書合計額（税抜き）と一致していること。 |
|--|

- (4) 積算内訳書の提出後に、これを書換え、引替え又は撤回することはできません。
- (5) 積算内訳書の内容について、本市から更に詳しい積算根拠等の説明を求める場合があります。
- (6) その他、作成にあたって不明な点については、上下水道管理課にお問合わせください。